

## 第1回検討委員会の意見一覧について

### ○導入目的や使途について

関連資料

|  |                     |
|--|---------------------|
| ・宿泊税が宿泊者に対してのみかかり、徴収事務など、様々な点で宿泊事業者に負担がかかることに抵抗がある。魅力ある観光コンテンツの提供、魅力あるまちづくりは、宿泊業だけでなく、観光業そのものに関わってくる。  | 資料2<br>P 9<br>参考資料1 |
| ・物価が上がり負担が増えている中、わずかであっても新しい負担が増えることにより、宿泊者が減るのではないかとの懸念がある。   | 参考資料2               |
| ・滞在型の観光コンテンツを充実させることにより、宿泊施設の利用が増えて、宿泊税の增收にもつながるという好循環を生んでいけるとよい。  | 資料2<br>P 4          |
| ・商工会議所の取組としては、滞在型の旅行および消費につなげていきたいということで、秋田市ナイト観光検討委員会で検討し、千秋公園のお堀の蓮のライトアップをコンベンション協会の予算で実施しており、それに併せてにぎわい作りや消費につながるよう千秋蓮まつりといったイベントを実施している。 | —                   |
| ・ナイト観光やナイトタイムエコノミーといったものも観光コンテンツの一つと考えており、体験コンテンツの充実といった部分を図っていく必要がある。   | 資料2<br>P 4          |
| ・滞在型の観光を増やしていく中で、宿泊施設の稼働率が上がると人手不足が大きな課題となることが想定されるため、宿泊業界への支援も必要。   | 資料2<br>P 4          |
| ・明確な論理構成がないとなかなか理解が得られない部分もあると思う。交流人口拡大の策のアウトライン的なところは示していかなければいけない。   | —                   |
| ・規模は違うであろうが導入した自治体でどのような効果があったかを十分確認すべき。   | 資料2<br>P 2、P 3      |
| ・集め方と同時にその使途および効果が厳しい目でみられる。税の目的と使い道のバランスがとれる着地点を議論したい。  | 資料2<br>P 4          |
| ・新しい税を導入するに当たっては、公平・中立・簡素といった税の三原則を守っていくことが非常に重要。  | —                   |
| ・金沢市は制度を見直して免税点を設けた。低価格の宿泊施設は工事で来た方が長期で泊まる客もいるので、そういう方々に対する配慮は必要。  | 資料2<br>P 7          |
| ・現金を持たない客も多い。東京、大阪、京都辺りだと、外国人の方を相手にした現場での業務で、（課税）対象を仕分けしてるとと思う。情報提供いただければ議論も深まるので資料作成してほしい。  | —                   |
| ・北九州市では約4億円の税収が見込まれ、それを観光の魅力アップや受入環境整備に活用し、新三大夜景に選ばれた北九州市の夜景をさらに引き立てたり、4か国語の案内板を設置する取組を行って、結果、観光客数の増加につながったという事例もある。                         | 資料2<br>P 3          |
| ・まちの魅力や観光地としての知名度を上げる取組により最終的に観光客が増える、あるいはまちの魅力がアップして訪れてみたいまちになるというのは、いい循環になると思う。  | —                   |
| ・最近導入した長崎市、北九州市、福岡市などで導入によりどういう効果があったかとか、どういう問題点が出ているとか参考事例がある。そういったところの把握と整理が必要。  | 資料2<br>P 2、P 3、P 10 |

## ○制度設計について

関連資料

|  |            |
|--|------------|
| ・ 高校総体などで県内から秋田市に宿泊する場合も一律にとるのか、また、県が導入した場合は二重課税みたいな形になるので、様々な観点から検討していかなければならない。                                  | 資料2<br>P 8 |
| ・ 導入する上での課題としては、宿泊事業者の合意形成や税の透明性、また、地元住民の方、教育旅行、インバウンド等の課税対象となる範囲をどうするのかといった様々なことについて、どうすれば公平・中立・簡素となるか考えていくことが必要。 | —          |
| ・ 修学旅行を必ずしも免税するのではなく、教育旅行について手厚いインセンティブを与えて、積極的に修学旅行を呼び込む取組もできると思うので、様々な視点から検討していくべきよ。                             | 資料2<br>P 8 |

## ○その他

関連資料

|  |             |
|--|-------------|
| ・ 入湯税は、必ずしも宿泊業もしくは観光目的に使われているとは言えないのではないか。                                   | —           |
| ・ 事業所税15億円は観光にどのように使われてきたのか、失われていくのか、回していくのか。また、新しい税がなにに使われていくのか。この点を明確にすべき。 | —           |
| ・ 宿泊者が宿泊税分をクレジットカード払いした場合、宿泊事業者に手数料分の負担が生じる。                                 | 資料2<br>P 9  |
| ・ 福岡県と福岡市がダブルで課税しているが、議論の経緯などをまとめて欲しい。                                       | 資料2<br>P 12 |
| ・ 長崎市の事例として、観光交流基金として、観光需要の回復のための財源として確保していると聞いており、この事例の詳細を教えてほしい。           | 資料2<br>P 11 |